

ご遺族の方へ

あきる野市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

あきる野市では、ご家族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様になんとか役立てば幸いです。

あきる野市役所 042-558-1111（代表）

事前準備について

あきる野市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。下記二次元コードを読み取りぜひご活用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、あきる野市役所へお越しください。



おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表者及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表者及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）

- ☐ 介護保険被保険者証

- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、自立支援医療受給者証、心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証

- ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券

本人確認書類について

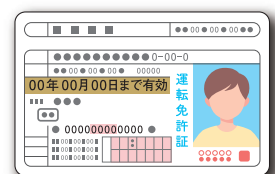
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 等

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (39 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(40 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (40 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等	○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

あきる野市で必要な手続きについては7 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

おくやみ手続きナビのご案内

あきる野市では遺族の負担軽減を考え、おくやみ手続きナビも作成しております。

約 60 種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるナビゲーションツールです。

ぜひご活用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	担当課	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	市民課 市民窓口係	P.7
	☐	印鑑登録をしていた		P.8
	☐	世帯主で同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる		P.8
年金	☐	年金を受給していない	保険年金課 年金係	P.9
	☐	年金を受給していた		P.11
医療・国保	☐	国民健康保険に加入していた	保険年金課 国民健康保険係	P.12
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	保険年金課 後期高齢者医療係	P.13
	☐	国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が亡くなった	保険年金課 国民健康保険係	P.15
保介護	☐	介護保険被保険者証等を持っていた	高齢者支援課 介護保険係	P.16
子育て	☐	ひとり親家庭等になり、 児童扶養手当の受給対象になる	こども政策課 手当助成係	P.17
	☐	ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である		P.17
	☐	子どもが保育園に入所している	保育課保育係	P.18
	☐	子どもが学童に入会している	こども政策課 児童館係	
	☐	児童手当を受給していた	こども政策課 手当助成係	P.19
	☐	児童扶養手当を受給していた		P.20
	☐	特別児童扶養手当を受給していた		P.21
	☐	児童育成手当を受給していた		P.22
	☐	ひとり親家庭等医療費助成を受けていた		P.23
	☐	こどもの各医療費助成制度医療証 (乳幼児、義務教育就学児、高校生等)を持っていた		

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	担当課	詳細ページ
障害福祉	☐	身体障害者手帳を持っていた	障がい者支援課	P.24
	☐	愛の手帳（療育手帳）を持っていた		
	☐	精神障害者保健福祉手帳を持っていた		P.25
	☐	特別障害者手当を受給していた		
	☐	障害児福祉手当を受給していた		P.26
	☐	心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証を持っていた		
	☐	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた		P.27
	☐	特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券を持っていた		
	☐	経過的福祉手当を受給していた		P.28
	☐	東京都心身障害者扶養共済制度に加入していた		
税金	☐	固定資産（土地・建物）を所有していた	課税課 固定資産税係	P.29
	☐	市民税・都民税・森林環境税が課されていた	課税課 市民税係	
	☐	市税に未納がある・未請求の還付金がある	徴税課	P.30
	☐	口座振替で市税を納めていた		
その他	☐	普通自動車を持っていた	関東運輸局	P.31
	☐	軽自動車（三輪四輪）を持っていた	軽自動車検査協会	
	☐	250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた	関東運輸局	P.32
	☐	125cc 超 250cc 以下のバイク（軽二輪）を持っていた		
	☐	原付バイクを持っていた	市民課 市民窓口係	P.33
	☐	小型特殊自動車を持っていた		

区分	☑	該当事項	担当課	詳細ページ
その他	☐	犬を飼っていた	健康課 予防推進係	P.34
	☐	市営住宅に住んでいた	住宅政策課	
	☐	農地を所有していた	農林課 農政係	P.35
	☐	山林を所有していた	農林課 林務係	
	☐	市発行のスポーツカードを持っていた	スポーツ推進課	P.36
	☐	し尿くみ取り世帯にすんでいた	生活環境課 清掃・リサイクル係	
	☐	被爆者健康手帳を持っていた	福祉総務課 福祉総務係	P.37
	☐	特別弔慰金を受けていた		
	☐	武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内の土地を所有していた	区画整理推進室	P.38

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ マイナンバーカード 遺族のもの ☐ 本人確認書類	市民課市民窓口係 (1階③番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2413) ※五日市出張所でも手続き可能

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却又は破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却又は破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 印鑑登録証 遺族のもの ☐ 本人確認書類	市民課市民窓口係 (1階③番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2413) ※五日市出張所でも手続き可能

MEMO

世帯主で同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15 歳以上の方が 2 人以上いた場合のみ必要となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類	市民課市民窓口係 (1階③番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2413) ※五日市出張所でも手続き可能

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

年金を受給していない

手続き① 遺族年金の請求

手続き詳細	期 限
所定の支給要件（保険料納付要件、子の年齢要件等）を満たす場合、受け取ることができます。 加入していた年金履歴によって請求（提出）先が異なります。 ①国民年金第1号期間のみの方は市役所 ②厚生年金に加入したことがある方や第3号期間がある方は年金事務所 ③共済組合に加入したことがある方は加入していた共済組合	5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ご遺族の続柄や世帯状況によって必要な書類が異なります。基礎年金番号をご用意の上、お問い合わせください。 遺族のもの ご遺族の続柄や世帯状況によって必要な書類が異なります。各問い合わせ先にご確認ください。	①保険年金課年金係 (1階⑤番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2425) ②ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ③各共済組合

手続き② 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
所定の支給要件（保険料納付要件等）を満たす場合、受け取ることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金又は障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	2年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ご遺族の続柄や世帯状況によって必要な書類が異なります。基礎年金番号をご用意の上、お問い合わせください。 遺族のもの ご遺族の続柄や世帯状況によって必要な書類が異なります。各問い合わせ先にご確認ください。	保険年金課年金係 (1階⑤番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2425) ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

手続き③ 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
所定の支給要件（保険料納付要件等）を満たす場合、受け取ることができます。なお、夫が老齢基礎年金又は障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	5年以内
	手続き可能な人 継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 基礎年金番号通知書又は年金手帳 ☐ 戸籍謄（抄）本 遺族のもの ☐ 基礎年金番号通知書又は年金手帳 ☐ 口座番号確認書類（預金通帳等） ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ マイナンバー確認書類（マイナンバーカード等）	保険年金課年金係 （1階⑤番窓口） ☎ 042-558-1111 （内 2425） ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

MEMO

2. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き① 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた月分までの年金を、生計を同じくしていたご遺族の方が受け取ることができます。 受給していた年金によって請求（提出）先が異なります。 ①基礎年金（第1号期間のみの方）を受給していた方は市役所 ②基礎年金（第3号期間がある方）や厚生年金を受給していた方は年金事務所 ③共済年金を受給していた方は受給していた共済組合	5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ご遺族の続柄、世帯状況、受給していた年金によって必要な書類が異なります。基礎年金番号をご用意の上、お問い合わせください。	①保険年金課年金係 (1階⑤番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2425)
遺族のもの ご遺族の続柄、世帯状況、受給していた年金によって必要な書類が異なります。各問い合わせ先にご確認ください。	②ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ③各共済組合

手続き② 遺族年金の請求

手続き詳細	期 限
所定の支給要件（保険料納付要件、子の年齢要件等）を満たす場合、受け取ることができます。 加入していた年金履歴によって請求（提出）先が異なります。 ①加入歴が国民年金第1号期間のみの方は市役所 ②厚生年金に加入したことがある方や第3号期間がある方は年金事務所 ③共済組合に加入したことがある方は加入していた共済組合	5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ご遺族の続柄や世帯状況によって必要な書類が異なります。基礎年金番号をご用意の上、お問い合わせください。	①保険年金課年金係 (1階⑤番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2425)
遺族のもの ご遺族の続柄や世帯状況によって必要な書類が異なります。各問い合わせ先にご確認ください。	②ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ③各共済組合

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して葬祭費(50,000 円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 葬儀の事実を確認できる書類（会葬礼状又はあて名が葬祭執行者（喪主等）名で故人の葬儀代金であることがわかる領収書） ☐ 葬祭執行者（喪主等）の振込み口座がわかる通帳・キャッシュカード等	保険年金課 国民健康保険係 (1階⑥番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2421) ※五日市出張所でも手続き可能

手続き② 国民健康保険資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、国民健康保険加入者で、資格確認書等をお持ちの場合はご返却ください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養費受療証 遺族のもの ☐ 本人確認書類	保険年金課 国民健康保険係 (1階⑥番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2421) ※五日市出張所でも手続き可能

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 国民健康保険資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養費受領証（世帯全員分）	保険年金課 国民健康保険係 （1階⑥番窓口） ☎ 042-558-1111 （内 2421） ※五日市出張所でも手続き可能

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、後期高齢者医療制度加入者で、資格確認書等をお持ちの場合はご返却ください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 後期高齢者医療資格確認書、特定疾病療養受療証等（お持ちの方のみ）	保険年金課 後期高齢者医療係 （1階⑧番窓口） ☎ 042-558-1111 （内 2428・2429） ※五日市出張所でも手続き可能

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して葬祭費(50,000 円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主等）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 葬儀の事実を確認できる書類（会葬礼状又はあて名が葬祭執行者（喪主等）名で故人の葬儀代金であることがわかる領収書） ☐ 葬祭執行者（喪主等）の振込み口座がわかる通帳・キャッシュカード等	保険年金課 後期高齢者医療係 (1階⑧番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2428・2429) ※五日市出張所でも手続き可能

手続き③ 後期高齢者医療制度に係る相続人代表者届兼申請（請求）申出書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者（故人）に係る後期高齢者医療給付費及び後期高齢者医療保険料の還付等の申請、請求及び受領を行うためには相続人代表者からの申出が必要となります。	お早めにご提出ください。
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 相続人代表者の印鑑及び振込み口座がわかる通帳・キャッシュカード等	保険年金課 後期高齢者医療係 (1階⑧番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2428・2429) ※五日市出張所でも手続き可能

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が亡くなった

手続き 国民健康保険に係る相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主が亡くなった場合、相続人が国保に関する給付等の手続きを行うためには、相続人代表者届の提出が必要となります。	概ね1か月以内
	手続き可能な人
	相続人代表となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類	保険年金課 国民健康保険係 (1階⑥番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2421) ※五日市出張所でも手続き可能

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証等を持っていた

手続き 介護保険被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、介護保険被保険者証（水色）を市役所又は五日市出張所の窓口でご返却ください。 なお、介護保険負担割合証（黄緑色）、介護保険負担限度額認定証（白色）の交付を受けている場合は、被保険者証と併せてご返却ください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 介護保険被保険者証等	高齢者支援課 介護保険係 （1階⑨番窓口） ☎ 042-558-1111 （内 2633） ※五日市出張所でも手続き可能

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭等になり、児童扶養手当の受給対象になる

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳までの年度末（障がい児は 20 歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳の年度末まで（障がい児は 20 歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ（申請者と子ども双方のもの）	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類	保育課保育係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2654）

子どもが学童に入会している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども政策課 児童館係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2683）

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。 死亡により未払い分の手当があるときは、児童手当の対象児童が請求することができます。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類 ☐ 健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

手続き② 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届をご提出ください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）のご提出となります。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた児童を 養育していた方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来ます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。 死亡により未払い分の手当があるときは、児童手当の対象児童が請求することができます。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 ☐ 児童扶養手当証書 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

手続き② 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届をご提出ください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）のご提出となります。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 亡くなられた児童を 養育していた方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

5. 子育てに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

手続き② 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた児童を 養育していた方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

MEMO

児童育成手当を受給していた

手続き① 児童育成手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童育成手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来ます。所得制限があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。 死亡により未払い分の手当があるときは、児童手当の対象児童が請求することができます。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 戸籍全部事項証明書 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 口座番号確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

手続き② 児童育成手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童育成手当の対象児童が亡くなった場合、受給事由消滅届をご提出ください。ただし、故人のほかに児童育成手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）のご提出となります。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 亡くなった児童を 養育していた方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

5. 子育てに関する手続き

ひとり親家庭等医療費助成を受けていた

手続き ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要となります。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	同一世帯のご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ ひとり親家庭等医療費助成制度医療証 遺族のもの ☐ 本人確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

こどもの各医療費助成制度医療証

（乳幼児、義務教育就学児、高校生等）を持っていた

手続き こどもの各医療費助成制度医療証の返却

手続き詳細	期 限
こどもの各医療費助成制度医療証の交付を受けていた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、ご返却ください。	死亡した日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた児童を 養育していた方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ こどもの各医療費助成制度医療証（乳幼児、義務教育就学児、高校生等） 遺族のもの ☐ 本人確認書類	こども政策課 手当助成係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2641）

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 身体障害者手帳	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617) ※五日市出張所でも手続き可能

愛の手帳（療育手帳）を持っていた

手続き 愛の手帳（療育手帳）の返還

手続き詳細	期 限
愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方については、手帳の返還が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 愛の手帳（療育手帳）	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617) ※五日市出張所でも手続き可能

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 精神障害者保健福祉手帳	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617) ※五日市出張所でも手続き可能

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の資格喪失届等の提出

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格喪失届のご提出が必要となります。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617)

MEMO

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の資格喪失届等の提出

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格喪失届のご提出が必要となります。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617)

心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証を持っていた

手続き 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証の返還

手続き詳細	期 限
心身障害者医療費助成制度（マル障）を受給されていた方が亡くなった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 心身障害者医療費助成制度（マル障）受給者証	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617) ※五日市出張所でも手続き可能

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
自立支援医療受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証をご返却ください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 自立支援医療受給者証	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617) ※五日市出張所でも手続き可能

特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券を持っていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券の返還

手続き詳細	期 限
特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617) ※五日市出張所でも手続き可能

MEMO

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の資格喪失届等の提出

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格喪失届のご提出が必要となります。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 口座番号確認書類	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617)

東京都心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 東京都心身障害者扶養共済制度に係る申請・届出

手続き詳細	期 限
東京都心身障害者扶養共済制度に加入されていた方が亡くなられた場合、年金給付申請書のご提出が必要となります。また、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 心身障害者扶養共済制度加入証書	障がい者支援課 (1階⑪番窓口) ☎ 042-558-1111 (内 2617)

MEMO

7. 税金に関する手続き

固定資産（土地・建物）を所有していた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、市内に固定資産（土地・建物）を所有している場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	速やかに
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
詳細については、課税課固定資産税係にお問い合わせください。	課税課 固定資産税係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2435）

市民税・都民税・森林環境税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・都民税・森林環境税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	速やかに
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
詳細については、課税課市民税係にお問い合わせください。	課税課 市民税係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2431）

MEMO

市税に未納がある・未請求の還付金がある

手続き 市税の納付手続き又は還付金請求手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税の未納がある場合、相続人（相続放棄をしていない方）が納付する必要があります。また、未請求の還付金がある場合は、相続人による請求手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 預貯金通帳（相続人が還付金請求をする場合） ☐ 金融機関届出印（相続人が還付金請求をする場合）	徴税課 徴税係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2442）

口座振替で市税を納めていた

手続き 口座振替の廃止手続き、市税の納付手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替で市税を納めていた場合、口座振替の廃止手続きが必要になります。また、廃止後の市税は、相続人（相続放棄をしていない方）が納付する必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 預貯金通帳（相続人が口座振替をする場合） ☐ 金融機関届出印（相続人が口座振替をする場合）	徴税課 徴税係（2階北） ☎ 042-558-1111 （内 2442）

MEMO

8. その他の手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更・廃車手続き（相続）

手続き詳細	期 限
詳しくは関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所に ご相談ください。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2034

軽自動車（三輪四輪）を持っていた

手続き 軽自動車（三輪四輪）の名義変更・廃車手続き（相続）

手続き詳細	期 限
詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所 八王子支所にご相談 ください。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	軽自動車検査協会 東京主管事務所 八王子支所 ☎ 050-3816-3103

MEMO

250cc 超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限
詳しくは関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所に ご相談ください。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2034

125cc 超 250cc 以下のバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限
詳しくは関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所に ご相談ください。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人
	お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2034

MEMO

8. その他の手続き

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要となります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート（廃車の場合のみ） 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類（詳細はお問い合わせください。） ☐ 相続人からの委任状（相続人以外の方が手続きする場合）	市民課市民窓口係 （1階①番窓口） ☎ 042-558-1111 （内 2413） ※五日市出張所でも手続き可能

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の名義変更・廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要となります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート（廃車の場合のみ） 遺族のもの ☐ 本人確認書類 ☐ 相続人であることが分かる書類（詳細はお問い合わせください。） ☐ 相続人からの委任状（相続人以外の方が手続きする場合）	市民課市民窓口係 （1階①番窓口） ☎ 042-558-1111 （内 2413） ※五日市出張所でも手続き可能

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して 30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	健康課 予防推進係（4階北） ☎ 042-558-1111 （内 2668） ※五日市出張所でも手続き可能

市営住宅に住んでいた

手続き 入居者の名義・世帯員変更、住宅返還等

手続き詳細	期 限
市営住宅の名義人又は同居人が亡くなった場合、名義人の変更、世帯員の変更又は使用する住宅の返還手続きが必要となります。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人 同居人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	住宅政策課（3階北） ☎ 042-558-1111 （内 2721）

MEMO

8. その他の手続き

農地を所有していた

手続き 農地を相続等により取得した旨の届出

手続き詳細	期 限
農地を相続等により権利取得しましたら、農業委員会に届出が必要となります。	権利を取得したことを 知った日から10か月以内
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの ☐ 相続人名義に変更が完了した登記事項証明書	農林課農政係（3階南） ☎ 042-558-1111 （内 2521）

山林を所有していた

手続き 山林を相続等により取得した旨の届出

手続き詳細	期 限
東京都が策定する「多摩地域森林計画」の対象となっている森林で、個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず市長に届出が必要となります。	土地の所有者となった日 から90日以内
	手続き可能な人
	相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 土地の位置を示す図面 ☐ 届出する方が権利を取得したことがわかる書類（登記事項証明書等）	農林課林務係（3階南） ☎ 042-558-1111 （内 2525）

MEMO

市発行のスポーツカードを持っていた

手続き スポーツカードの返納等

手続き詳細	期 限
届出書をご記入のうえ、カード登録を行った窓口にご提出いただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ あきる野市体育施設利用者カード亡失・返納・廃止届出書	スポーツ推進課 スポーツ推進係（2階南） ☎ 042-558-1111 （内 3016）

し尿くみ取り世帯にすんでいた

手続き 名義・世帯主変更、停止・継続等

手続き詳細	期 限
し尿処理手数料について、口座振替払いの場合は口座の変更手続きが、納付書払いになっていた場合は送付先の変更が必要となります。	概ね30日以内に ご連絡ください。
	手続き可能な人 相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	生活環境課 清掃・リサイクル係（3階南） ☎ 042-558-1111 （内 2511）

MEMO

8. その他の手続き

被爆者健康手帳を持っていた

手続き 被爆者健康手帳の返却

手続き詳細	期 限
被爆者の方又は2世の方の死亡届を提出し、被爆者健康手帳や各種手当証書を返却してください。また、死亡の原因が原子爆弾の影響による場合は、葬祭料の支給申請を行ってください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族 (葬祭料の支給申請は葬儀を行った方(喪主))
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡届(及び葬祭料支給申請書) ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 各種手当証書 ☐ 死亡診断書 ☐ 葬儀を行ったことの証明	福祉総務課 福祉総務係(3階南) ☎ 042-558-1111 (内 2691)

特別弔慰金を受けていた

手続き 名義変更等

手続き詳細	期 限
特別弔慰金の申請状況によって、市役所又は郵便局等でのお手続きが必要になります。問い合わせ先にご確認ください。	お早めにご提出ください。
	手続き可能な人 相続人又はご遺族
必要なもの	問い合わせ先
特別弔慰金の申請状況によって必要な書類が異なります。問い合わせ先にご確認ください。	福祉総務課 福祉総務係(3階南) ☎ 042-558-1111 (内 2691)

MEMO

武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内の土地を所有していた

手続き 相続届出書

手続き詳細	期 限
お問い合わせください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	区画整理推進室 (引田相談事務所) ☎ 042-518-2922

専門家による無料相談（予約制）

以下の相談窓口を開設していますので、お気軽にご利用ください。
 相談実施日時等の詳細につきましては、広報及びホームページでご確認ください。
 相談を希望される方（原則、市民対象）は、市民課市民相談窓口係へ申し込みください。
 問い合わせ：市民相談窓口係 ☎ 042-558-1111（内 2417）

相談	相談内容	相談員	相談日時	相談時間・ 受付人数
法律相談	金銭貸借、離婚、 借地借家、相続等 の日常の法律問題 について	弁護士	第2・第4火曜日 (市役所) 及び 第1木曜日 (五日市地域交流センター) 午後1時30分～	25分／人 7人／日
相続・遺言など 暮らしの手続相談	相続、遺言、行政 機関への届け出等 の手続について	行政書士	第1金曜日 午後1時30分～	30分／人 6人／日
税務相談	相続税、所得税、 贈与税等税金全般 について	税理士	第2月曜日 午後1時30分～	30分／人 6人／日
登記相談	土地や家屋の登記 について	司法書士・ 土地家屋 調査士	第3金曜日 午後1時30分～	45分／人 4人／日

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	五日市警察署 ☎ 042-595-0110 福生警察署 ☎ 042-551-0110
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、入院 給付金の請求等	加入していた生命保険会社 又は代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた生命保険会社 又は代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 青梅税務署 ☎ 0428-22-3185
不動産登記	☐	土地・家屋等の 所有者移転（相続） 登記等	東京法務局西多摩支局 ☎ 042-551-0360
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

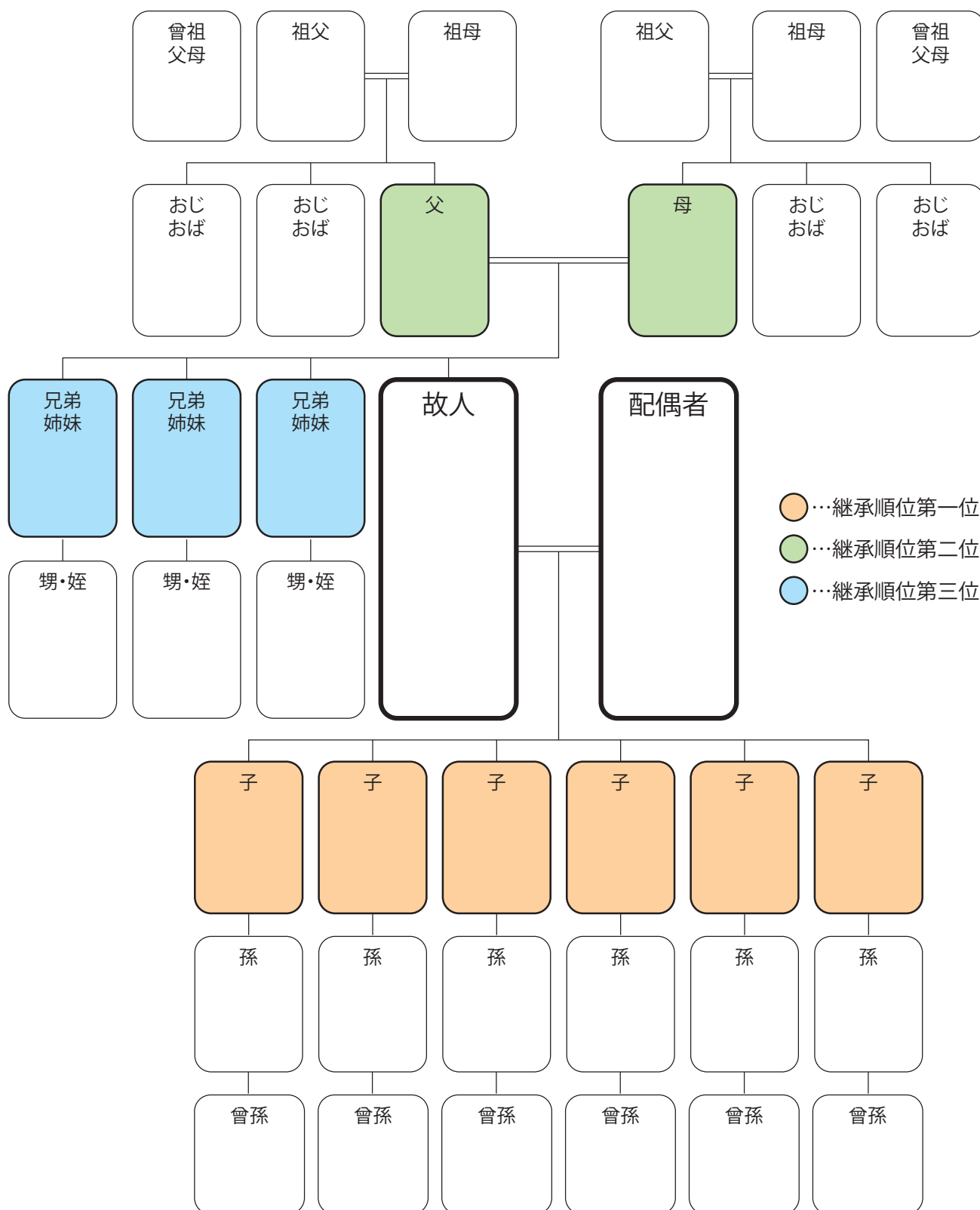
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

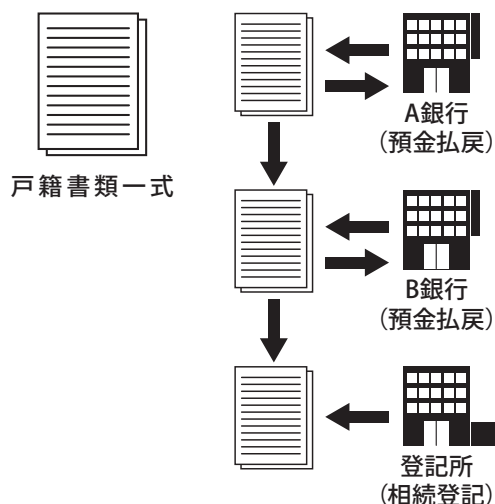
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

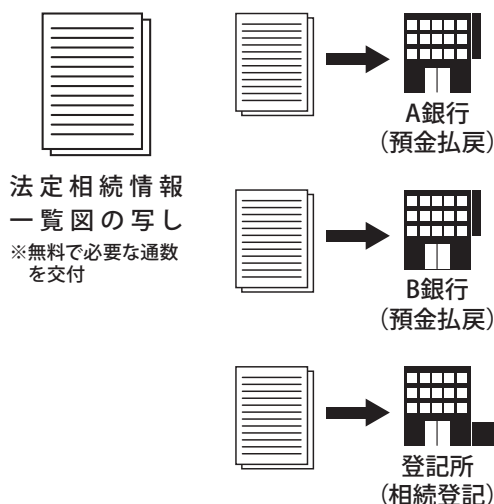
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、ご提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

被相続人の居住用家屋等（空き家）の譲渡所得の 3000 万円特別控除について

空き家の発生を抑制するための特例措置として、相続等により取得した家屋及びその敷地等を相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合、一定の要件を満たしたときは、譲渡所得の金額から3,000万円（譲渡所得が3,000万円未満の場合は譲渡所得の金額）を控除できる制度が平成28年度税制改正により創設されました。特例の適用を受けるには、所得税の確定申告書とともに所定の書類を、納税地を管轄する税務署に提出する必要があります。

市役所（住宅政策課）では、市内に空き家等を所有し、3,000万円特別控除の特例措置の適用を受けようとする方に対して、確定申告の際に提出する書類の1つである「被相続人居住用家屋等確認書」を交付します。

制度の概要について

制度の適用を受けるためには一定の要件があります。制度の概要については、国土交通省のホームページをご覧ください。

（主な交付要件）

- ・被相続人が亡くなってから3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した
- ・家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものである
- ・被相続人が亡くなる直前まで家屋に居住又は老人ホーム等に入所していた
- ・被相続人が亡くなった時点において、被相続人以外の方が居住していない
- ・相続の時から譲渡の時まで、事業の用等で使用していない

※上記以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

被相続人居住用家屋等確認書の交付等について

確認書の交付にあたっては、国土交通省のホームページにある「被相続人居住用家屋等確認申請書」に必要事項をご記入のうえ、確認に必要な書類（各1部）を添えて住宅政策課に提出してください。

国土交通省ホームページとあきる野市住宅政策課ホームページ



国土交通省 HP



あきる野市 HP

※空き家を放置すると周辺環境に悪影響が及ぶ恐れがあります。空き家となる場合は適正な管理をお願いします。

問い合わせ先：住宅政策課（3階北） ☎ 042-558-1111（内 2722・2723）

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)あきる野市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※委任者本人が必ず署名してください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

発 行 あきる野市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026 年 8 月

